



白熱したポッチャ体験(小塩江いきいき学級)

■ 介護保険制度のお知らせ

社会で支え合う 明るい将来

長寿福祉課 ☎(88)8117

● 自己負担限度額(日額)一覧

所得段階	対象者	居住費				食費		預貯金額等が以下の金額を超える場合は対象外
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	施設	短期入所	
第1段階	● 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ● 生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円	単身：650万円 夫婦：1,650万円
第3段階	① 住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円	単身：550万円 夫婦：1,550万円
	② 住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円	単身：500万円 夫婦：1,500万円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額

介護保険事業は、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳以上の人)が納める保険料のほか、国・県の負担金で成り立っております。

7月中旬に対象者に納付通知書を郵送しますので、納期限までに必ず納付してください。

い。なお、所得段階ごとの保険料は同封する「介護保険料のお知らせ」をご確認ください。

介護保険負担限度額の認定申請を忘れずに

介護保険施設利用時の「居住費」や「食費」は自己負担となりますが、一定の要件を満たせば負担額が軽減されます。現在認定を受けている人の有効期限は、7月31日まで

す。引き続き認定を受けるときは、長寿福祉課に申請してください。

認定対象者 次の要件を全て満たす人

- ▼世帯全員が住民税非課税(別世帯の配偶者を含む)
- ▼本人と配偶者の預貯金などが上の表の上限額を越えない
- 持ち物** 本人と配偶者の預貯金通帳などの写し(申請日より2カ月以内に記帳したものの)



個人でできる身近な取り組みや市で行っているSDGs推進事業などを紹介します。
☎企画政策課(88)9111



● **ゴール11「住み続けられるまちづくりを」**
道路や橋は、人やモノが移動するために必要不可欠であり、私たちの大事な生活基盤となっています。このため、安全に整備されていることが必要であり、特に災害時には避難や救援、物資の輸送などが確実に行われる必要があります。

また、地域で日常的に利用している道路は、美化運動などを通じて、地域のコミュニティの機能も併せ持っています。市では、道路や橋などの整備や改修を日々行い、安全に長く使えるようにしています。



きれいな道路は安全安心

私たち一人ひとりができることって?
地域で行っている草刈りやゴミ拾いなどで、地域の道路環境が良くなり、安全で住みやすいまちとなることが期待されます。

■ 地域の文化財保護団体

地域の宝を受け継ぐ

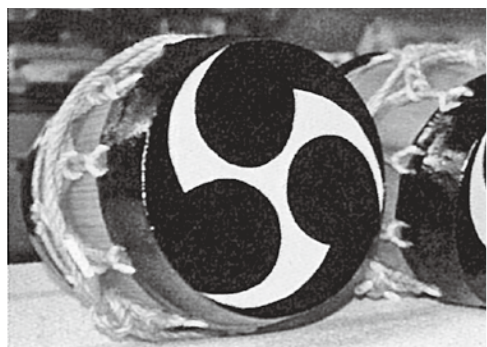
市内には、各時代の人々の営みと歴史を物語る数多くの文化財が残されています。これらは、地域の皆さんの努力によって大切に受け継がれています。今月号では、地域の文化財保護の取り組みの一つとして、狸森南上組自奉楽の継承を紹介します。

文化振興課 ☎(94)2152

地域に根付く
伝統的な民俗芸能

狸森南上組自奉楽は、狸森地区に伝わる民俗芸能です。「自奉楽」の名称は、宝暦2

(1752)年に、古寺山白山寺の住職・清光和尚が、荒れた寺院を再建するため「法楽」を行い、村の若者が各地で興行して、浄財を集めたことに由来するとされています。以前は、狸森地区の5組(北上・南上・南下・江戸・薑)で行われていましたが、現在は南上組が継承しています。「自奉楽」の特徴として、田楽芸である「平鍛踊り」や「田



修繕しながら長く大切に使っている太鼓

植踊り」に、太鼓や笛に合わせて舞う「獅子舞」が付随する構成があげられます。現在、狸森南上組自奉楽は「獅子舞」と「平鍛踊り」の2つの演目で構成され、最初に「太郎獅子・次郎獅子・女獅子」の3匹の

獅子が舞った後に、踊り子たちが傘鉾を中心しに輪を作り、手に木製の鉾を持って「平鍛踊り」を舞います。獅子舞が田楽芸に付随する形態は、玉川村・石川町・矢吹町など中通り南部の市町村を中心に分布している地域特有の民俗芸能で、狸森南上組自奉楽もその一つと言えます。

このような特徴的な形態をとる狸森南上組自奉楽は、伝承形態や経路を研究する上で貴重な事例であることなどから、令和元年に市の無形民俗文化財に指定されました。

継承に向けた取り組み

狸森南上組自奉楽保存会では、毎年10月に行われる狸森地区の鎮守・神明神社の秋祭りに合わせた5年毎の奉納舞や、自奉楽で使用する獅子頭や太鼓の修繕など、その継承に努めてきました。しかし、少子化などにより、踊り子となる子どもたちが少なくなつたことから、今後の継承活動のために5組全体での取り組みが必要となり



太鼓を響かせながら舞い踊る獅子

ました。秋祭りでは、5組それぞれで子ども神輿が行われることもあり、各組の協力を得ることが難しいため、奉納時期を変更し、狸森地区に継承されている「三日正月」と呼ばれる伝統行事に併せて、6月に奉納舞を行うこととしました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年以降奉納舞は中止していますが、継承活動として継続的に練習を行っています。

保存会では、これらの活動を通じて、地域の伝統行事としてこれまで大切に受け継がれてきた自奉楽を守り続けるとともに、多くの人にその魅力を伝えていきます。

用語の解説

- ※1 仏の教えを修めて自ら楽しむこと。また、奏楽などで神仏を楽しませること。
- ※2 神社や寺院、慈善事業などに寄付する金銭
- ※3 祭礼や祝賀の飾り物の一つで、大きな傘の上に、鉾、薙刀、造花などを取り付けたもの。
- ※4 田植えが終わった後、忙しくなる前に3日間農作業を休んだことに由来する行事